

奥州市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年2月8日

奥州市監査委員 及川新太

奥州市監査委員 松本富二朗

奥州市監査委員 佐藤邦夫

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名、監査実施期日

部課等(機関)名	実施期日
国民宿舎サンホテル衣川荘	予備監査 平成27年6月11日及び12日 本監査 平成27年7月6日
水道部	予備監査 平成27年6月17日、18日及び19日 本監査 平成27年7月6日
医療局	予備監査 まごころ病院 平成27年6月15日及び16日 前沢診療所、衣川診療所及び衣川歯科診療所 平成27年6月22日及び23日 総合水沢病院 平成27年7月2日及び3日 本監査 平成27年7月7日

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成26年度における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

平成26年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
国民宿舎サンホテル衣川荘	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
水道部経営課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水道部工務課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
医療局(総合水沢病院)	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
医療局(まごころ病院)	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
医療局(前沢診療所)	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
医療局(衣川診療所)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
医療局(衣川歯科診療所)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 国民宿舎サンホテル衣川莊

ア 契約事務において、契約書に記載すべき事項を記載していないものが9件、発注・業者選定の手続きのないものが4件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

イ 服務事務において、勤務条件通知書に記載している事項に誤りがあるものが多数あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係法令等を遵守のうえ、改善されたい。

(2) 医療局（総合水沢病院）

契約事務において、契約書の記載事項に誤りがあるなど契約書に不備があるものが10件、業者選定の起案がないなど業者選定手続きに不備があるものが5件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(3) 医療局（まごころ病院）

ア 契約事務において、契約書に記載すべき事項を記載していないなど契約書に不備があるものが8件、契約見込額の積算内容が不明確なものが7件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

イ 服務関係事務において、年次休暇処理票に記載誤りがあるなど年次休暇申請手続きに不備があるものが7件、時間外勤務命令簿に記載誤りがあるなど時間外勤務命令手続きに不備があるものが4件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(4) 医療局（前沢診療所）

ア 契約事務において、見積書に代表者印が押印されていないなど見積書に不備があるものが8件、予定価格書の作成が遅いなど予定価格書に不備があるものが4件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

イ 収入事務において、行政財産使用料の調定に当たり、使用許可後11箇月経過してから調定しているものが1件、265,480円あったので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

ウ 服務事務において、時間外勤務命令簿に記載誤りがあるなど時間外勤務命令手続きに不備があるものが12件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。